

減損会計及び時価会計の適用に関する緊急検討について

日本公認会計士協会
常務理事 伊藤大義

1、はじめに

会計基準等の見直しに関し、日本公認会計士協会の意見を述べる前に、これらの会計基準を必要とした背景について確認したい。

今回の審議対象の会計基準は、いずれもここ数年のいわゆる会計ビッグバンにより我が国の会計基準として整備され、導入又は導入が予定されているものである。

当時は、バブル経済崩壊後の金融機関やゼネコン等の突然の破綻や多額の損失計上を契機として、国の内・外から日本経済や日本企業の特異性、すなわち、経済実態が開示されておらず、信頼できない等の問題点が指摘された。その結果、我が国経済は、国際金融におけるジャップレミアムの発生、企業格付けの引下げ、株価及び資金調達力の低下等の状況に見舞われた。

そしてこれらに対処すべく、透明性の向上、国際会計基準との調和による比較可能性の確保及び信頼性の向上のために、新たな会計基準が設定された。

2、総論

今回、これらの会計基準の変更(選択適用は実質的に会計基準を変更することになると思われる。)又は導入を延期することにより、企業の表面上の経営成績は好転するものの、国の内・外、特に海外からは会計基準の後退と判断され、我が国経済が会計基準設定当時と同様の状況に陥らないか否かを危惧する。

過去に、金融機関において有価証券の評価基準を低価法から原価法に変更したことがあったが、諸外国からは「不思議の国の会計」と驚きと冷笑を持って迎えられた。しかもこれらの会計処理の変更は、表面上の損益は好転させたものの、問題点の本質的な解決にはならず、かえって解決策の着手時期を遅らせ、その結果問題点の解決を遅らせることになった。

すなわち、会計基準は経済実態を反映するための道具ではあるが、会計基準を変えても経済実態は変わらない。

3、 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

(1) 導入時期について

日本公認会計士協会としては従来から、新たな会計基準を必要とした背景から、出来るだけ早期に減損会計を導入することが、財務諸表の透明性の向上、国際会計基準との調和による比較可能性の確保及び信頼性の向上のために適当であるとの意見を、パブリックコメント等によって表明している。

(2) 監査上の問題点

減損会計の適用が、選択制とされた場合、当該選択可能な期間内は、減損会計を適用していてもいなくても、公認会計士の監査上、通常は、問題は生じない。

しかし、減損会計を選択適用していない会社であっても、資産に多額の含み損(従来概念による)が存在し、これらを考慮すれば財政状態が著しく悪化し状況によっては債務超過となる場合、公認会計士としては投資家保護及び債権者保護の観点から、この状況は継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に該当するものと判断し、「継続企業的前提に関する重要な疑義に関する事項の注記」を要求するものとする。

したがって、この場合には減損会計に係る強制適用開始時期を延長しても、しなくても、公認会計士による監査上の取り扱いは同一のものになる。

(3) 商法上の強制評価減

また、現行商法施行規則第29条但し書きにおいては、固定資産について「予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない」とされている。ここにおける減損と減損会計基準における減損が同一のものか否かは明らかでないが、商法上の減損は、企業会計上の減損を含む概念であると考えられる。

したがって、減損会計の導入を延期しても、商法上の減損の状況になった場合には、相当の減額を行う必要がある。

4、 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し(選択制)について

(1) 会計上の問題点

長期保有の有価証券の時価評価や強制評価減の適用が選択制となり、原価法が採用可能となった場合には、財務諸表の透明性と比較可能性を確保するため、時価評価や強制評価減を行った場合の金額と、原価法で評価した場合の金額との差異を、財務諸表に注記して開示する必要がある。

なお、これらの注記の記載が制度化されない場合であっても、両者の差異金額が会社にとって重要性があり特に含み損の場合には、公認会計士としては投資家保護及び債権者保護の観点から、証券取引法上及び商法上とも下記の規定に基づき、追加情報として財務諸表に注記することを要請することになるものと考えられる。

- ・ 財務諸表等規則第 8 条の 5「この規則において定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは当該注記をしなければならない。」
- ・ 商法施行規則第 47 条「この節に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算により計算書類作成会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。」

(2) 監査上の問題点

長期保有有価証券に原価法を選択適用した場合、時価評価等の金額と原価評価の金額との差異が少額か又は含み益の状況の場合には、会計監査上特に問題は生じないものとする。

しかし、両者の差異金額が多額のマイナスの場合には、すなわち含み損の状況の場合には、次の問題点が生ずると考える。

継続企業の前提としての取り扱い

原価法を採用しているため財務諸表上は利益を計上していても、実体として財務諸表に多額の含み損が存在しており、これを考慮すると債務超過の状況になる場合、この状況は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に該当するものと判断することになる。したがって、会社は、財務諸表に継続企業の前提に関する疑義について注記するとともに、公認会計士は、監査報告書に継続企業に関する事項を追記情報として記載することになる。

商法上の強制評価減

商法施行規則第32条第2項（株式その他の出資の評価）において、市場価格のある株式については、同規則第28条第1項但し書きの規定（すなわち強制評価減）が準用される。商法施行規則に定める時価が取得価額より著しく低下した場合等の要件と本会計基準の強制評価減の要件が同一のものか否かは必ずしも明らかではないが、現行の会計実務においてはほぼ同一のものとして取扱われている。

このような状況下においては、会計基準が見直され、会社が長期保有有価証券を強制評価減しない方法が選択可能となった場合でも、当該有価証券について商法上強制評価減すべき状況になった場合には、商法上の財務諸表と証券取引法上の財務諸表の同一性を確保するため、証券取引法上も強制評価減を実施せざるを得ないものと考えられる。

（以上）